

指定管理者評価シート

一 管理運営の状況

1	施設名	仙台市急患センター
2	指定管理者	公益財団法人仙台市救急医療事業団
3	指定期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日
4	施設の利用状況	《利用者数》 ・平成29年度 27,484人（前年度比93.2%） ・平成28年度 29,504人（前年度比95.3%） ・平成27年度 30,966人（前年度比71.1%）※平成26年11月仙台市夜間休日こども急病診療所開所のため減少
		《事業》 ・管理運営事業：急患センターの管理運営 ・公益事業：市民医学講座（年12回、参加者数1,610人）※参加者数は平成29年度実績
5	収支の状況	《費用》 ※同一の指定管理者が3施設（急患センター、北部急患診療所、夜間休日こども急病診療所）を管理運営しているため、合算の費用・収入を記載している。 ・指定管理者に支払った費用 236,708千円（192,913千円） ・その他市が負担した費用 12,593千円（17,784千円） 内訳：急患センター 3,726千円 北部急患診療所 8,057千円 夜間休日こども急病診療所 810千円 ※指定管理者に支払った費用に利用料収入を足した額が事業費 《収入》 ・利用料収入 795,731千円（820,019千円） 内訳：急患センター 277,127千円 北部急患診療所 191,165千円 夜間休日こども急病診療所 327,438千円
6	利用者の声	《実施状況》 年間を通じて投書箱を設置して患者さんからのご意見をいただいている。

二 管理運営に係る評価

（モニタリングシートの結果によって評価）

評価分野		所見	評価
I	総則	本市における急病患者の迅速な受療を援助するため、初期救急医療を提供し、併せて救急医療知識の普及を図り、地域住民の医療水準の向上と健康の維持増進に寄与するという施設の目的に沿った適切な運営が行われている。	S
II	施設の運営管理体制	昨年度見られた超過勤務に係る手続きの不備について改善を確認した。また、個人情報に係る研修も、研修に参加した職員が伝達研修等により全職員に周知徹底を図っており、ローテーション勤務となる組織の体制上、可能な限りの対応が見られる。職員の勤務体制や指定管理料の管理、事故防止対策に関しては、マニュアルの作成や帳票管理により必要な措置が講じられている。	S
III	施設・設備の維持管理	医療機器をはじめ建物・設備等の適切な保守点検・修繕及び清掃業務等の適切な実施により、利用者である初期救急患者への医療サービスの提供における安全の確保と快適な診療環境の整備が図られている。	S
IV	サービスの質の向上	職員は、時宜に応じてホームページの情報更新をするなど、情報提供サービスの向上に努めている。また、苦情や要望については、その内容から課題を抽出し、処理する体制を整備しつつあるが、その対応結果についても個人が特定されないような形で、原則、公表することが求められる。なお、平成29年度はインフルエンザの流行に重なったことから利用者アンケートの実施が実施できなかったため、質問項目や実施期間などを再考し、平成30年度からは実施するよう指導した。	C
V	施設固有の基準	市民医学講座はこれまでに500回以上開催されており、市民への救急医療知識等の普及啓発に取り組んでいる。取り上げるテーマも、アンケートをもとに設定するなど市民ニーズに即したものとなっている。また、指定管理に関する協定書や仕様書のとおり救急医療体制整備のための業務が遂行されている。	S

三 その他特に評価すべき優れた取組み

(指定管理者の優れた取組みを評価する 加点要素)

評価すべき取組み		取組み状況
1		
2		
3		
加点評価		—

四 評価総括

《指定管理者（仙台市救急医療事業団）による自己評価》	
<p>365日休診することなく診療所の運営を執り行っている。今後も休日・夜間における市民への安定的な診療体制に向けて、仙台市医師会や東北大学病院等の医療連携を強化し診療所の運営強化を行う。</p> <p>また、医師・看護師だけではなく、多くの職種が診療所運営には必要となるので、各関係団体との連携を強め、診療体制の維持に努める。</p> <p>今後も職員の資質向上に努める。</p>	
《施設設置者（仙台市）による評価》	総合評価
<p>本診療所は、休日・夜間における初期救急の拠点施設として、年間365日の診療体制を市民へ提供しており、本市の初期救急医療体制の中心的役割を果たしていると評価できる。</p> <p>また、仙台市救急医療事業団は、全国的に医師、看護師等が不足する状況下において、仙台市医師会や東北大学病院の協力、更に仙台市救急医療事業団の専任医師の活用などにより、医師等医療スタッフの確保を図り、安定的な診療体制を構築していることについては、指定管理者として高く評価できる。また、昨年度指導した、超過勤務に係る手続きにおいては不備の改善が見られたところである。</p> <p>勤務形態から、未実施となっている研修等についても、伝達研修を行うなど、改善が見られたので、引き続き安心安全な医療の提供に取り組まれない。また、今後とも継続的に良好な職場環境が保たれるよう、ハラスメント対策等に着実に取り組まれない。</p>	A

◎ 評価担当課（施設所管課）：健康福祉局保健衛生部健康政策課